

保 険 料

1 65 歳以上の方（第 1 号被保険者）の保険料

65 歳以上の方の保険料は、3 年ごとに各区市町村が定める基準額に、所得段階に応じた割合を乗じて決定され、その額は区市町村によって異なります。

介護保険料の標準的な段階設定は次ページのとおりですが、あなたの保険料がいくらになるかは、お住まいの区市町村の介護保険担当課へお問い合わせください。

【保険料の納め方】

介護保険料の納め方には、年金から自動的に徴収される「特別徴収」と、金融機関等に納めていただく「普通徴収」があります。特別徴収は、老齢・退職年金、障害年金又は遺族年金を年額 18 万円以上受給している方が対象で、年金の定期支払（年 6 回）の際に保険料が差し引かれます。普通徴収の支払時期や回数は区市町村によって異なります。

2 40 ～ 64 歳の方（第 2 号被保険者）の保険料

40 ～ 64 歳の方の保険料は別途定められ、医療保険（国民健康保険等）の保険料の一部として徴収されます。保険料の額等は医療保険により異なります。

保険料を納めないと、様々な制約が課せられます

介護保険は、介護や支援を要する高齢者等を社会全体で支えあう制度です。そのため、保険料は必ず納めていただく必要があります。

保険料を納めていない方には、サービスの利用時に次のような措置がとられます。

① 1 年以上納めていないとき → 支払方法の変更

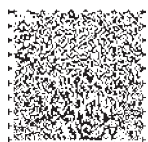
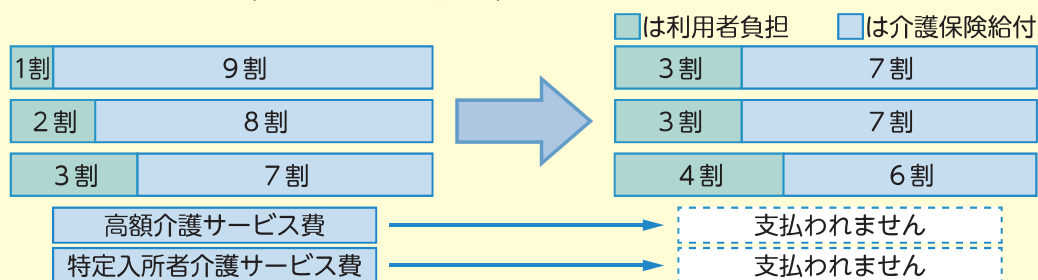
自己負担分だけでなく、サービスの費用全額を一旦利用者が負担することになります。後日、申請により保険給付分が支払われます。

② 1 年 6 か月以上納めていないとき → 保険給付の一時差止め

保険給付の一部又は全部が一時的に支払われなくなります。支払われなかった保険給付費を滞納保険料に充当する場合があります。

③ 2 年以上納めていないとき → 給付額の減額

保険料は 2 年以上納めていないと時効となりますが、サービス利用時に時効となった未納保険料がある場合は、一定期間、1 割又は 2 割の利用者負担の方は 3 割（3 割の利用者負担の方は 4 割）となり、高額介護サービス費（※）及び特定入所者介護サービス費（※）等が支払われなくなります（※ 11 ページ参照）。



所得段階	対象者	保険料額
第1段階 ※1	・世帯全員が区市町村民税非課税で、生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が区市町村民税非課税で、前年の合計所得金額（※2）から年金収入に係る所得（※3）を控除した額と課税年金収入の合計が80万円以下の方	基準額×0.455 (0.285)※1
第2段階 ※1	・世帯全員が区市町村民税非課税で、前年の合計所得金額（※2）から年金収入に係る所得（※3）を控除した額と課税年金収入の合計が 80 万円を超え、120万円以下の方 令和7年度4月より基準額が80.9万円に変更されました	基準額×0.685 (0.485)※1
第3段階 ※1	・世帯全員が区市町村民税非課税で、第1段階、第2段階に該当しない方	基準額×0.69 (0.685)※1
第4段階	・本人は区市町村民税が非課税だが、課税されている人が世帯にいて、前年の合計所得金額（※2）から年金収入に係る所得（※3）を控除した額と課税年金収入の合計が 80 万円以下の方 令和7年度4月より基準額が80.9万円に変更されました	基準額×0.9
第5段階	・本人は区市町村民税が非課税だが、課税されている人が世帯にいて、第4段階に該当しない方	基準額
第6段階	・本人に区市町村民税が課税されており、前年の合計所得金額（※2）が120万円未満の方	基準額×1.2
第7段階	・本人に区市町村民税が課税されており、前年の合計所得金額（※2）が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.3
第8段階	・本人に区市町村民税が課税されており、前年の合計所得金額（※2）が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.5
第9段階	・本人に区市町村民税が課税されており、前年の合計所得金額（※2）が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.7
第10段階	・本人に区市町村民税が課税されており、前年の合計所得金額（※2）が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.9
第11段階	・本人に区市町村民税が課税されており、前年の合計所得金額（※2）が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.1
第12段階	・本人に区市町村民税が課税されており、前年の合計所得金額（※2）が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.3
第13段階	・本人に区市町村民税が課税されており、前年の合計所得金額（※2）が720万円以上の方	基準額×2.4

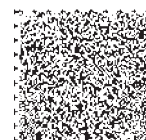
※1 低所得者の方には、介護保険法に基づく保険料の軽減があります。表中（ ）内の負担割合は、最大限の軽減をした場合になります。

※2 (1) 合計所得金額とは、収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除などの控除をする前の所得金額。区市町村民税本人非課税で、合計所得金額に給与所得を含む場合、給与所得は給与収入から給与所得控除額を控除した額（給与所得と年金収入に係る所得がある方の所得金額調整控除が行われている場合は、その控除前の額）から10万円を控除した額とする（当該額が零未満の場合は零）。

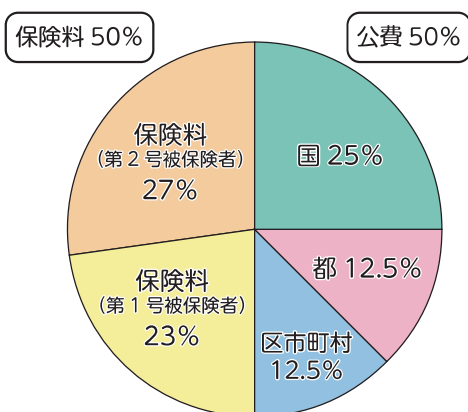
(2) 租税特別措置法に規定される長期・短期譲渡所得に係る特別控除額（以下の（ア）～（ク））がある場合は、合計所得金額から特別控除額を控除した額を用います。

- （ア）収用交換等のために土地等を譲渡した場合の5,000万円（最大）
- （イ）特定土地区画整理事業や被災地の防災集団移転促進事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円（最大）
- （ウ）特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円（最大）
- （エ）農地保有の合理化等のために農地等を売却した場合の800万円（最大）
- （オ）居住用財産を譲渡した場合の3,000万円（最大）
- （カ）特定の土地（平成21年及び平成22年に取得した土地等であって所有期間が5年を超えるもの）を譲渡した場合の1,000万円（最大）
- （キ）低未利用土地等を譲渡した場合の100万円（最大）
- （ク）上記の（ア）から（キ）のうち2つ以上の適用を受ける場合の最高限度額5,000万円（最大）

※3 公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した額（当該額が零未満の場合は零）



3 介護保険の財源構成

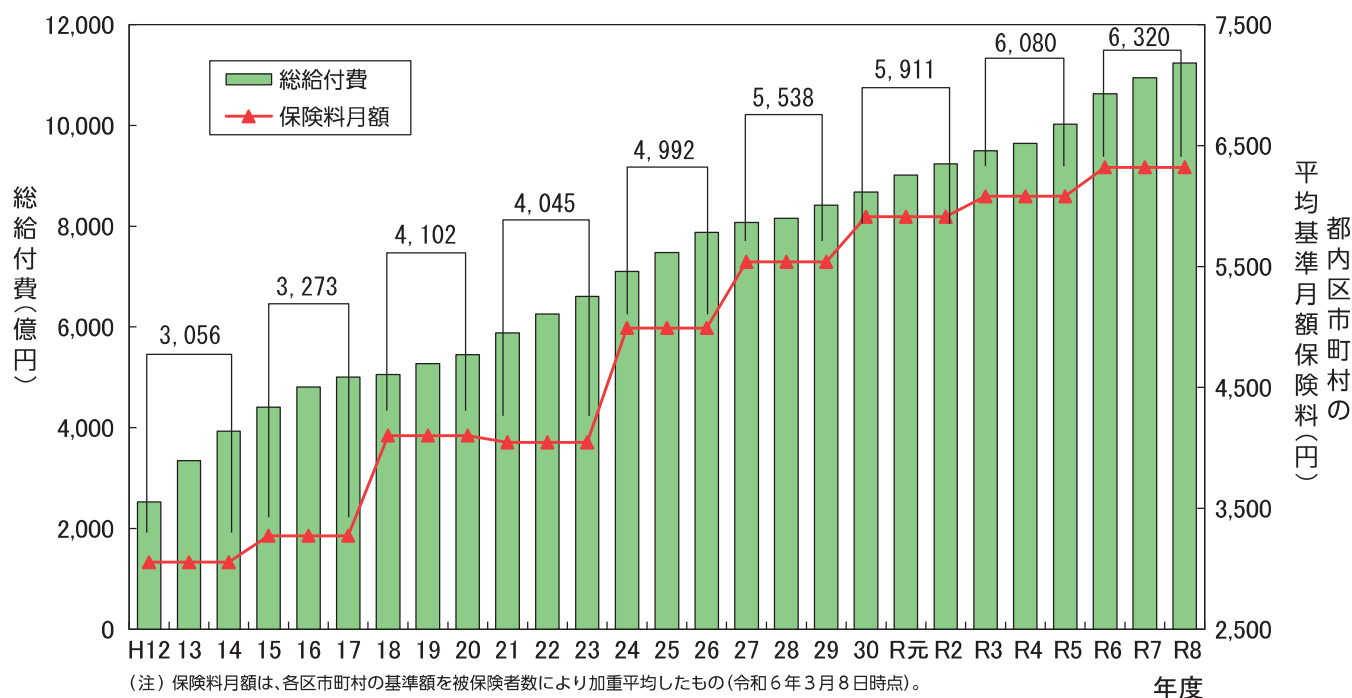


※左記のグラフは、訪問介護等の在宅系のサービスの財源を示したものです。

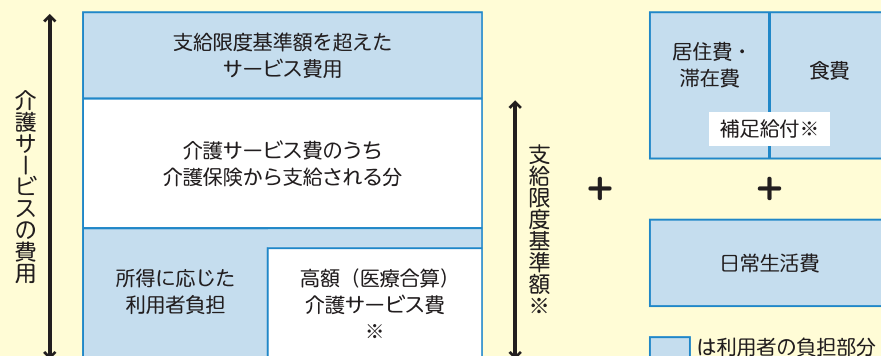
介護保険施設・特定施設の給付費については、国が20%、都が17.5%となります。

※国負担分のうち5%については、調整交付金として、被保険者の状況に応じて配分されるため、区市町村ごとに交付率は異なります。

4 介護保険給付の伸びと保険料の推移



●利用者の自己負担と給付の関係



※ 支給限度基準額・高額(医療合算)介護サービス費・補足給付については、10・11 ページ参照。

※ 日常生活費とは、サービスの一環で提供される日常生活上の便宜のうち、日常生活で通常必要となる費用を指します(例: 理美容代、教養娯楽費用など)。